

○根拠法：民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）

○定 数：233, 526人（平成24年3月31日現在）

（※厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定める）

○現員数：229, 510人（平成24年3月31日現在）。充足率：98.3%。

○委 嘱：厚生労働大臣。任期は3年。

○職務に関する指揮監督：都道府県知事（特別職の地方公務員とされている）

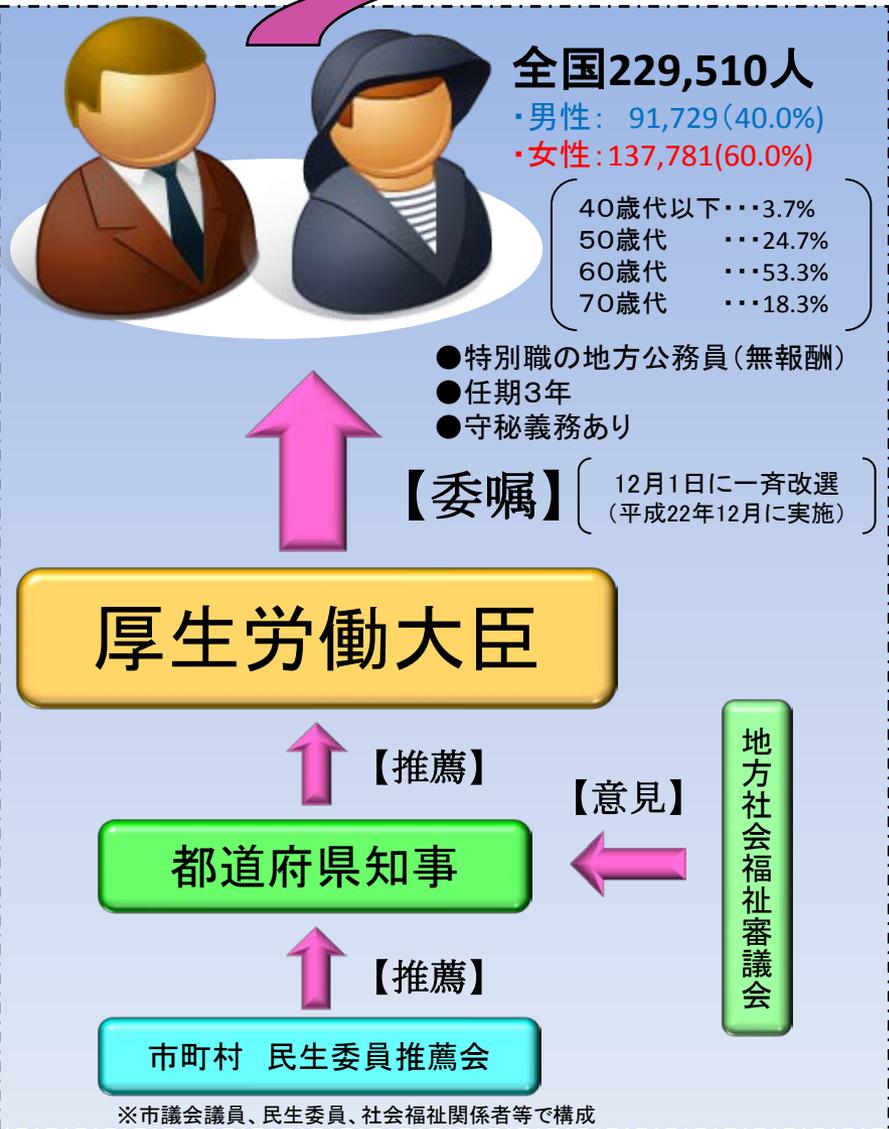
○報 酬：無報酬。

## 民生委員法に規定される業務（民生委員法第14条）

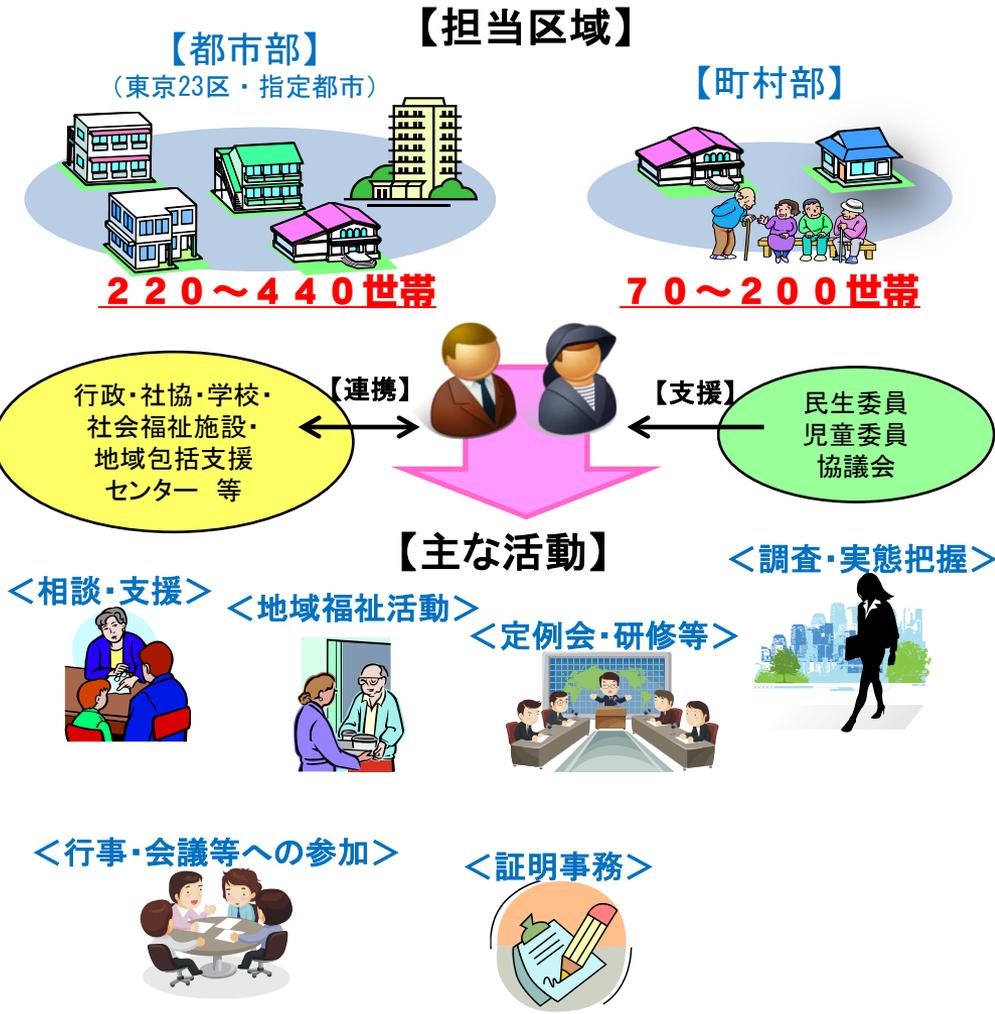
- ① 住民の生活状況を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- ④ 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ⑤ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- ⑥ 上記の職務のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

# 民生委員・児童委員の活動状況

総活動件数：年3, 365万件



## <民生委員・児童委員1人当たりの活動状況>



※市議会議員、民生委員、社会福祉関係者等で構成  
※数字は平成23年度福祉行政報告例又は全国民生委員児童委員連合会調べ